

公益財団法人日本教育文化財団度育英奨学金

募集要項

育英奨学金の趣旨 ——

学業優秀・品行方正であるにもかかわらず、経済的な理由で学費の支弁が困難な大学生を奨学支援することで、学業の奨励を図り、将来有望な優れた人材の育成に寄与しようとするものです。

本奨学金の特色 ——

1. この奨学金の返還義務はありません。
2. 奨学生の進路等について本法人は関与いたしません。
3. 他の奨学金制度への併願又は既に利用している場合も給付対象とします。

1 応募資格

以下の(1)～(6)のすべてに該当する者。

- (1) 日本国籍を有すること
- (2) 国内の大学に進学した新一年生であること
- (3) 募集年度4月1日現在で年齢25才以下であること
- (4) 経済的な理由により学費の支弁が困難であること
- (5) 学業優秀且つ品行方正であること
- (6) 就学状況及び生活状況について適正に報告できること

2 募集期間

毎年4月1日～同年6月30日

3 給付の金額及び期間

・給付金額

月額20,000円（年額240,000円）

※年額を2回に分け、8月～9月上旬（4～9月分）・1月～2月上旬（10～3月分）に給付します

・給付期間

正規の最短修業年限の終期まで

4 採用人数

10名

5 応募手続

(1) 応募書類

- ① 奨学生願書
- ② 在学証明書（入学校が発行するもの）
- ③ 成績証明書（卒業高校等が発行するもの）
- ④ 住民票（同一世帯内全員分の記載があり、マイナンバーの記載が無いもの）
- ⑤ 所得を証明する書類（家計支持者の所得を証明できるもの）
- ⑥ 個人情報取り扱いに関する同意書

※「応募書類の手引き」を必ずお読みの上でご用意ください。

※①,⑥の様式は本法人ホームページからダウンロードしてください。

公益財団法人日本教育文化財団HP：<http://jpp-edu.org>

(2) 応募方法

応募書類一式を本法人宛に郵送してください（同年6月30日 必着）

※直接の持参は受け付けておりません

(3) 応募・問い合わせ先

公益財団法人日本教育文化財団 事務局 奨学金事業係

6 選考及び採用の決定

この法人に設置する奨学生選考委員会が選考し、理事会が決定します。

- ・ 選考結果は採用者のみ同年7月下旬より順次に本人及び在 schools に文書で通知します。
- ・ 選考の経過及び決定の理由については公表いたしません。
- ・ 応募書類は採否に関わらず返却いたしません。

7 選考方法

書類選考により審査します。

8 奨学金の給付

指定口座への振込払いとします。

9 報告義務

奨学生となった方には、毎年5月に在学証明書・成績証明書（当年4月1日以降発行のもの）を提出いただきます。また、必要に応じて就学状況・生活状況について確認することがあります。

10 奨学金の休止、停止又は廃止事由

奨学生が以下に該当するときは、奨学金の給付を休止、停止、又は打ち切ることがあります。

1. 休学したとき、又は長期にわたって欠席したとき
2. 退学したとき、又は転学（留学含む）したとき
3. 正規の最短修業年限で卒業の見込がなくなったとき
4. 学業成績、又は性行が不良となったとき
5. 負傷、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
6. 奨学生として適当でない事実があったとき、又は在 schools で処分を受け学籍を失ったとき
7. 奨学金を必要としない事由が生じたとき
8. 奨学生としての報告義務を怠ったとき
9. 偽りの申請、その他不正な手段によって給付を受けたとき

11 個人情報の取り扱いについて

取得した個人情報は、本奨学金事業に係る目的にのみ使用いたします。

12 その他

応募にあたっては、在 schools の指示に従ってください。
この他の詳細については本法人までご連絡ください。